

現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について

令和7年2月4日
市長決裁

1 常駐規定を緩和できる場合

鴻巣市建設工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び鴻巣市標準業務委託契約約款第7条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）は、請負契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の（1）又は（2）に該当する工事又は委託（以下「工事等」という。）については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

（1）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- オ 土木施設維持管理業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

（2）一定の条件を満たす工事等（常駐を緩和する工事等）

次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項に該当しない工事）
- イ 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により主任技術者の兼務が認められた工事
- ウ 土木施設維持管理業務委託
- エ 鴻巣市が発注した単価契約に係る工事

2 現場代理人等が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の（1）から（3）を全て満たす場合とする。

ただし、1（2）イについては、同一の主任技術者が兼務している工事において兼務

する場合に限る。

(1) 兼務できる工事等の数について

2件までとする。

(2) 兼務できる工事等の現場間の距離等について

ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 「常駐を緩和する工事等」同士の兼務については、次のいずれかを満たすこと。

① 鴻巣市内

② 「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

(3) 国又は地方公共団体が発注する工事等（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

3 入札公告等への明示

(1) 常駐規定を緩和する期間の明示

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

(2) 常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

1 (2) により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式1が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

兼務する工事等の発注者が鴻巣市以外の場合は、受注者から様式1を提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得たことを確認することとする。

また、現場代理人等の兼務を認める場合は、受注者から様式2を提出させるものとする。

5 現場代理人等の休暇等について

現場代理人等が休暇^{※1}等により現場を不在にする場合は、その取扱いを以下のとおりとする。

(1) 休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合

現場代理人等に代わって、代役を設置するものとする。

代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締り^{※2}を行うものとし、鴻巣市建設工事請負契約約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。

また、業務の現場責任者の代役は、現場責任者に代わり、現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督するものとする。

なお、休暇等を取得する期間が1日未満（閉所日を除く）であり、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。

（2）休暇を取得する期間が連続して7日（閉所日含む。）を超える場合

現場代理人等を交代するものとする。

（3）研修への参加、関係機関との打合せ等により現場を不在にする場合

現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保できない場合は、上記（1）、（2）と同様に取り扱うものとする。

（4）現場代理人等の代役を設置する際の手続き

ア 代役を設置する場合は、あらかじめ発注者へ様式3を提出し、現場代理人等は、休暇初日の開庁時間までに総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

イ 突発的な休暇等の場合は、受注者から総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

（5）代役の取扱い

ア 代役に対する常駐規定の緩和については、当該工事と同様とする。

イ 代役になれない者は、以下のとおりとする。

- ・ 鴻巣市発注の常駐規定を緩和しない他工事等の現場代理人等
- ・ 鴻巣市外の他工事等の現場代理人等
- ・ 営業所の専任技術者（ただし、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合を除く。）

ウ 代役は、鴻巣市発注工事又は業務における現場代理人等の兼務の件数に算入しない。また、コリンズへの登録を要しない。

エ 代役としての従事経験は、鴻巣市の入札契約における入札参加資格や総合評価方式等における従事経験として認めない。

（用語の定義）

* 1：休暇とは、法定休暇（年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生時育児休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇）及び法定外休暇（慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇など企業が独自に定めた休暇）をいう。

* 2：運営、取締りとは、工事現場に関する全ての管理行為（労務管理、工程管理、安全管理等）の他、工事現場の風紀の維持等をいう。

様式 1 (現場代理人兼任)

| 現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書 | |
|--|--|
| 工事（業務）名 | |
| 工事（業務）場所 | |
| 契 約 金 額 | |
| 現場代理人 (現場責任者) 氏 名 | |
| <p>上記（工事／業務）は、（現場代理人／現場責任者）の常駐規定を緩和して兼務を認める（工事／業務）であるか否か伺います。</p> <p>年 月 日</p> <p>会社名 代表者名</p> | |

| |
|--|
| <p>上記（工事／業務）の（現場代理人／現場責任者）については、</p> <ul style="list-style-type: none">・兼務を認めます。ただし、事前に兼務（工事／業務）の内容及び連絡先を報告してください。・兼務は認めません。 <p>年 月 日</p> <p>鴻巣市長 印</p> |
|--|

様式2（現場代理人兼任）

| 現場代理人／現場責任者の兼務届 | | |
|--|------------|--|
| (宛 先) 鴻巣市長 | | |
| 工事（業務）名 | | |
| 工事（業務）場所 | | |
| 現場代理人 (現場責任者) | 氏 名 | |
| | 資 格 | |
| 現場代理人（現場責任者） の 連 絡 先 | (緊急時連絡先) | |
| | (上記以外の連絡先) | |
| <p>上記（工事／業務）の（現場代理人／現場責任者）は、下記（工事／業務）の (現場代理人／現場責任者／主任技術者[専任・非専任])と兼務します。 また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 会社名</p> <p>代表者</p> | | |
| 兼務工事 (業務)の 概 要 | 工事（業務）名 | |
| | 工事（業務）場所 | |
| | 発注機関名 | |
| | 連 絡 先 | |

注) 現場代理人（現場責任者）の工事（業務）について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文等又は現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。

様式 3

現場代理人等の休暇等に伴う代役について

年 月 日

(宛 先) 鴻巣市長

受注者

下記 1 (工事／業務) の (現場代理人／現場責任者) が休暇等で現場を不在にする場合、下記 2 の者を代役とします。

記

1. 現場代理人等氏名

工 事／業 務 名

工 期

2. 代 役 の 氏 名

代 役 の 連 絡 先

(携 帯 電 話 番 号 等)

代役が(現場代理人／現場責任者)として配置されている(工事／業務)

| 発注機関名 | 工事／業務名 | 工事／業務 場所 | 請負金額 (円) | 工期 | 職名 |
|------------------------|-------------------|-----------------|--------------|--------------------------|-------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 〈記載例〉 鴻巣市〇〇部〇 〇課 | 市道A - 〇〇号線 道路改良工事 | 鴻巣市本町〇丁 目 地内 | 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 | 令和〇年〇月〇日から令 和〇年〇月〇日まで | 現場代理人(兼)主 任技術者 |

注 1) 常駐規定が緩和されていない工事に従事している場合は、代役になれません。

注 2) 代役を複数人配置する場合は、追加記載すること。

現場代理人の常駐規定の緩和の運用について

1 常駐規定を緩和できる場合

(1) 実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完成検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- オ 土木施設維持管理業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

【運用】

＜現場作業に着手するまでの期間＞

仮設工事はもとより、丁張りに着手する前の期間とする。

業者が人員配置上参加できる工事か否かを判断できるように、仕様書等に現場代理人を常駐させる期日を明示することとする（契約締結日から14日以内を標準とする）。

＜後片付け等のみが残っている期間＞

鴻巣市建設工事請負契約約款第32条第2項に基づく検査が終了した日から引渡しの日までの期間とする。

＜一時中止している期間＞

鴻巣市建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき、工事の施工を一時中止した期間とする。

実質的に現場が稼働していない期間は現場に常駐する必要がないので、この間は他の工事の現場代理人になることもできる。ただし、現場代理人が当該工事において専任の技術者を兼務している場合は、技術者の専任規定の関係から他工事における現場代理人との兼務は認められないので注意すること。

(2) 一定の条件を満たす工事等（常駐を緩和する工事等）

次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

ア　主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法（以下「法」という。）

第26条第3項に該当しない工事）

イ　主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」により主任技術者の兼務が認められた工事

ウ　土木施設維持管理業務委託

エ　鴻巣市が発注した単価契約に係る工事

【運用】

ア　法第26条第3項に該当しない工事とは、請負契約額が4,500万円未満の土木工事（建築工事にあっては9,000万円未満）

※建築一式工事の場合は、請負契約額が9,000万円未満であれば建設業法上、技術者の専任は必要ないことになっているが、現場代理人の兼務は認めないこととしている。

イ　「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」に基づき、専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が、他の工事と当該工事の兼務を認められた場合については、現場代理人を兼務することとする。

エ　単価契約に係る工事の場合は、発注書により指示されるまでの間は常駐すべき現場がないことから兼務を認めることとする。

2 現場代理人等が兼務できる場合

(1) 兼務できる工事等の数について

2件までとする。

(2) 兼務できる工事等の現場間の距離等について

ア　「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離を問わない。

イ　「常駐を緩和する工事等」同士の兼務については、次のいずれかを満たすこと。

①鴻巣市内

②「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

(3) 国又は地方公共団体が発注する工事等（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

(1) 兼務できる工事等は2件までとする。

(2) 兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔は10キロメートル程度の範囲内であるが、鴻巣市内であれば入るものと想定する。

(3) 鴻巣市内の工事であれば、国又は埼玉県発注の工事又は維持管理業務委託との兼務を認めるものとする。

3 入札公告等への明示

(1) 常駐規定を緩和する期間の明示

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

(2) 常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

1 (2) により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式1が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

【運用】

(1) 常駐を要しない期間がある場合は、あらかじめ入札公告等により明示するか、契約締結後、打ち合わせ記録等の書面により定めること。

<入札公告等への明示例>

契約締結日（契約締結日を含む）から最大●●日間は工事着手を猶予する。その間、現場代理人は当該工事の現場に常駐を要しない。

(2) 設計金額が4,500万円未満の工事については、必ず請負契約額が4,500万円未満となることから、入札公告等に兼務を認める工事である旨を記載する。ただし、発注者が安全管理上、常駐規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

<入札公告等への明示例>

本件は、「現場代理人（現場責任者）に関する常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める工事（業務）」の対象とします。

4 兼務する場合の手続き

兼務する工事等の発注者が鴻巣市以外の場合は、受注者から様式1を提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得たことを確認することとする。

また、現場代理人等の兼務を認める場合は、受注者から様式2を提出させるものとする。

【運用】

現場代理人等の兼務を認める場合は、受注者から兼務が可能であることが確認できる書類（既契約案件の現場代理人等の兼務が可能であることが明示された入札公告等、又は現場代理人等の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）と共に「現場代理人等の兼務届」を提出させる。なお、「現場代理人等の兼務届」は、兼務する双方の工事等発注担当課に提出することとする。

5 現場代理人等の休暇等について

現場代理人等が休暇^{※1}等により現場を不在にする場合は、その取扱いを以下のとおりとする。

(1) 休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合

現場代理人等に代わって、代役を設置するものとする。

代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締り^{※2}を行うものとし、鴻巣市建設工事請負契約約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。

なお、休暇等を取得する期間が1日未満（閉所日を除く）であり、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。

(2) 休暇を取得する期間が連続して7日（閉所日含む。）を超える場合

現場代理人等を交代するものとする。

(3) 研修への参加、関係機関との打合せ等により現場を不在にする場合

現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保できない場合は、上記（1）、（2）と同様に取り扱うものとする。

(4) 現場代理人等の代役を設置する際の手続き

- ア 代役を設置する場合は、あらかじめ発注者へ様式3を提出し、現場代理人等は、休暇初日の開庁時間までに総括監督員または監督員へ連絡するものとする。
- イ 突発的な休暇等の場合は、受注者から総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

(5) 代役の取扱い

- ア 代役に対する常駐規定の緩和については、当該工事と同様とする。
- イ 代役になれない者は、以下のとおりとする。
 - ・ 鴻巣市発注の常駐規定を緩和しない他工事等の現場代理人等
 - ・ 鴻巣市発注以外の他工事等の現場代理人等
 - ・ 営業所の専任技術者（ただし、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にある場合を除く。）
- ウ 代役は、鴻巣市発注工事又は業務における現場代理人等の兼務の件数に算入しない。また、コリンズへの登録を要しない。
- エ 代役としての従事経験は、鴻巣市の入札契約における入札参加資格や総合評価方式等における従事経験として認めない。

(用語の定義)

- * 1 : 休暇とは、法定休暇（年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生時育児休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇）及び法定外休暇（慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇など企業が独自に定めた休暇）をいう。
- * 2 : 運営、取締りとは、工事現場に関する全ての管理行為（労務管理、工程管理、安全管理等）の他、工事現場の風紀の維持等をいう。

【運用】

- (1) 当該現場代理人等が休暇等を取得する場合は、その現場に常駐できる者を代役として設置する。鴻巣市建設工事請負契約約款第10条第2項のその他の権限は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限である。
- (2) 休暇等が7日を超える場合は、現場代理人を交代する。1日未満（閑所日を除く）の場合は交代を要しない。
- (3) 現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保できない場合は代役の設置を要する。
- (4) 突発的な休暇の場合は受注者から連絡し、追って様式3を提出する。
- (5) 鴻巣市発注以外の工事又は維持管理業務委託の現場代理人と兼務して代役を認めない。その他の代役に対する常駐規定の緩和については当該工事と同様とする。なお、当該現場の代役とあわせて兼務できる現場は2件までとする。

【適用日等について】

令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行うものから適用します。

令和6年11月12日付け「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」は、令和7年3月31日をもって廃止します。

なお、契約中の工事等については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合は、当該適用日以降、新規の「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」を適用できるものとします。